

































FATF 10月会合後のプレス等への対応について（想定問答）

問. 今回のFATF10月会合における日本からの説明内容及び評価について。

- FATF 全体会合では、日本の取組の進捗として、①国際テロリスト財産凍結法の10月5日の施行、②改正犯収法政省令の公布（9月18日）及び来年10月1日の施行を報告した。
- これら進捗が評価されたことに加えて、改正犯収法の施行日（来年10月1日）を踏まえ、次回のフォローアップ報告は来年10月の会合とされた。

更問1. パレルモ条約の国内担保法が整備されなくても、フォローアップから卒業できるのか。

- パレルモ条約の締結については、引き続き早期の対応を求められており、同条約を締結するための法整備については、**組織犯罪対策、腐敗防止、人身取引対策の観点からも、早急にこれを実施する必要があると認識している。**
- 他方、国内担保法案については、これまでに国内において様々な議論があり、慎重な検討が必要である。

更問2. パレルモ条約を締結しない場合、日本はフォローアップから卒業出来ないのか。

- パレルモ条約締結のための国内担保法整備については、今後も、早期の国会提出に向けた取組を続けることとしている。
- 来年10月の会合では、こうした取組や改正犯収法が予定通り施行されることも踏まえ、フォローアップからの卒業について判断される見込みであることから、現時点では確たることを申し上げられない。

